

秋田市防犯灯保守管理業務委託仕様書

1 目的

公衆の通行安全および犯罪の防止を図るため、市内に設置されている約3万灯のLED防犯灯について、不点灯等の不具合に対応するものである。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

秋田市内

4 業務内容

受託者は、次に掲げるとおり、防犯灯の保守管理を行うものとする。

(1) 市又は町内会から、LED防犯灯の不点灯等に関する連絡を受けたときは、速やかに現地を確認し、防犯灯の交換、配線、ヒューズ等の修繕を行うこと。

(2) 防犯灯を交換するときは、次に掲げる点に留意し作業すること。

ア 防犯灯の設置高は、原則地上面から4.5mとする。

イ 電力柱およびNTT柱以外の電柱には、低圧幹線の分岐部分に電線ヒューズ(250V-50A、密閉型、ホルダー、カバー共)を取付けること。

ウ 電力会社ケーブルとの接続箇所2次側の配線は、EM-E E F 2.0-2C (VE16)を使用すること。

エ 電線の接続部分は、防水処理(自己融着テープ等の使用)を施すこと。

オ 電線の露出部分は、絶縁テープで保護するとともに、半幅以上重ねて2回以上巻くこと。

カ 電線管の支持は、ステンレスバンド(W=10mm)を使用し、支持間隔は1m以内とする。

キ 防犯灯の設置後は、正常に動作することを確認すること。

ク 防犯灯のカバーに灯具管理番号を貼付すること。

(3) 交換で設置する防犯灯は、次の製品とする。

ア 品 番 パナソニック NNY20338LE1

イ 消費電力 6.3W (電力会社申請入力容量 6.5VA)

(4) 電力会社等への手続きは、全て代行すること。

(5) 現地確認、防犯灯の交換等を行う際は、歩行者等の安全を確保すること。

(6) 高所作業車を使用する場合は、道路使用許可申請を行い、交通誘導員を配置すること。

(7) 市又は町内会に対し、不点灯等の対応を行う日程又は対応が完了したことについて、必要に応じて適宜報告すること。

(8) 市が実施する事業又は町内会の都合により、新たに第3号に記載する防犯灯が設置されたときは、当該防犯灯も本業務の対象とすること。

なお、設置灯数は、年間30灯程度を見込む。

(9) 特記なき事項は、一般社団法人日本電気協会が発行する内線規程（J E A C 8 0 0 1 - 2 0 2 2）によること。

5 提出書類

受託者は、業務の進行に伴い、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 不点灯等の対応実績

6 その他

(1) 市は、必要と認める時は、業務の実施状況を調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(2) 受託者は、前項の規定により市の要求があった場合は、直ちに報告書を提出し、又は調査に協力しなければならない。

(3) 本業務の実施に当たっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）その他関係法令を遵守すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議し、定めるものとする。